自立支援教育訓練給付金　のご案内

【自立支援教育訓練給付金とは】

ひとり親家庭の親（母子家庭の母、父子家庭の父）の主体的な能力開発の取組を支援するために、
指定教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給します。

【対象となる講座】

雇用保険制度における
① 一般教育訓練給付の指定教育訓練講座
② 特定一般教育訓練給付の指定教育訓練講座
③ 専門実践教育訓練給付の指定教育訓練講座

※ 指定内容は『厚生労働大臣指定一般教育訓練講座一覧』にまとめられており、お近くのハローワークで閲覧できるほか、インターネットの教育訓練給付金制度 厚生労働大臣教育訓練講座検索システムで閲覧になれます。

【支給額】

教育訓練の区分	支給額	支給上限額
① 一般教育訓練	教育訓練経費の60%	２０万円
② 特定一般教育訓練	教育訓練経費の60%	２０万円
③ 専門実践教育訓練	教育訓練経費の６０%	４０万円×修行年数 （上限４年）
※追加給付 受講修了後、１年以内に資格取得・就職した場合	教育訓練経費の８５%	６０万円×修行年数 （上限４年） ※すでに給付した額との差額

※１　雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給額を確認するため、ハローワークから通知される「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書」が必要になります。雇用保険制度による一般教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は、その額を差し引きます。

※２　受講料とは、教育訓練訓練施設に支払われた入学料や受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費等のことをいいます。検定試験の受講料や補講費、補助教材費、交通費は対象外です。

※３　支給額が12,000円を超えない場合は支給されません。

【受給要件】（以下の全てを満たしていることが必要です）

- 20歳未満の児童を養育するひとり親家庭の親（母子家庭の母、父子家庭の父）である
- 宍粟市内に住所がある
- 母子父子自立支援員による母子父子自立支援計画の策定に同意し申込された方
- 原則として過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない

【手続きの流れ】

① 事前相談
② 母子父子自立支援計画の策定
③ 講座指定申請
④ 講座指定通知の受領
⑤ 受講修了
⑥ 給付金支給申請（受講修了後30日以内）
⑦ 給付金支給決定通知

【裏面につづく】

①事前相談

給付金を受けるには受講開始日**以前**に事前相談を行い「講座指定申請」を受けておくことが必要です。
必ず講座申込前（概ね1か月以上前）に担当窓口へご相談ください。

※ 相談内容によっては、給付金の申請ができないことがあります。

②母子父子自立支援計画の策定

・母子父子自立支援員と面談し、資格取得から就業に至るまで目標に向かって具体的な計画をたてる。
※ 相談員による聞き取りに同意いただける方。

③講座指定申請に必要な書類

・受講を希望される講座の内容がわかるもの
・１か月以内に発行された戸籍謄本又は抄本
・「個人番号カード」もしくは「通知カード等のマイナンバーが確認できる書類」と運転免許証などの本人確認書類（顔写真入りの身分証明書がない場合は、身分を確認できるもの2種類以上）

⑥支給申請に必要な書類（受講修了後30日以内に申請が必要です）

・教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書
・教育訓練（一般教育訓練）修了証明書
・自立支援教育訓練給付金支給事業対象講座指定通知書
・申請者本人が支払った教育訓練経費についての領収書（教育訓練施設の長が発行したもの）

※　領収書には教育訓練施設の名称、支払者氏名、領収額（内訳）、領収日、領収印、訓練講座名の記載が必要です。

・「個人番号カード」もしくは「通知カードなどのマイナンバーが確認できる書類」と「運転免許証」等の本人確認書類（顔写真入りの身分証明書がない場合は、身分を確認できるもの2種類以上）

【その他】

・自立支援教育訓練給付金は受講修了し、受講料を支払われたうえでの支給であり、受講される前や受講料を支払われる前など、前払いはできません。
・この制度は国の制度改正により内容が変更になることがあります。
・受給資格が喪失した際に届出をしなかった、また偽りその他不正の方法により受給した場合は、不正受給として給付金の全部若しくは一部の返還を求めます。

☆ 受講料の支払いにあたり、県の貸付金制度が利用できますのでご相談ください。

お問合せ先（市担当窓口）

兵庫県宍粟市山崎町今宿５番地15
宍粟市健康福祉部 子育て支援課（宍粟市役所北庁舎３階）
電話番号　：　0790-63-3176
電話番号　：　0790-63-3220（相談専用）
ﾌｧｯｸｽ番号　：　0790-63-1955
ﾒｰﾙ ｱﾄﾞﾚｽ　：　kodomofukushi-kk@city.shiso.lg.jp